

路外駐車場設置（変更）の届出手続きについて

土木企画課

令和2年12月版

目 次

1 路外駐車場設置（変更）届出の手続き

（１）届出の対象となる駐車場の確認	1
（２）届出時期	1
（３）届出部数	1
（４）届出に必要な書類	1～2
（５）路外駐車場の構造及び設備の適合の確認	2～5
（６）供用開始後の届出	6
（７）廃止・休止・再開する場合の届出	6

2 様式集

（１）路外駐車場設置（変更）届出書	8～9
（２）路外駐車場管理規程届	10
（３）路外駐車場管理規程変更届	11
（４）路外駐車場管理規程【作成例】	12～17
（５）路外駐車場廃止届	18
（６）路外駐車場休止届	19
（７）路外駐車場再開届	20
（８）路外駐車場の構造及び設備の適合の確認（チェック表）	21-23

3 参考資料

（１）「路外駐車場の換気装置に係る基準の緩和について（技術的助言）」	25～28
（２）「機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準」	29～37
（３）「駐車場法施行令第 15 条に規定する特殊装置の取扱いについて（技術的助言） 及び認定書（参考）及び特殊装置設置計画書」	38～43

■凡 例

- ・ 法-----駐車場法（昭和 32 年 5 月 16 日 法律第 106 号）
- ・ 施行令-----駐車場法施行令（昭和 32 年 12 月 13 日 政令第 340 号）
- ・ 施行規則-----駐車場法施行規則（平成 12 年 11 月 24 日 運輸省・建設省令第 12 号）

1 路外駐車場設置（変更）届出の手続き

（１）届出の対象となる駐車場の確認

- ・次のア～エ全てに該当する場合に駐車場法第 12 条に基づく届出が必要です。

ア 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供される※1 のであること（法第 2 条）

イ 駐車のに供する部分の面積※2 が 500m² 以上であること（法第 11 条）

ウ 都市計画区域内であること（法第 12 条）

エ 駐車料金を徴収するもの（法第 12 条）

（ア～イに該当する場合は、技術的基準の適用（法第 11 条）を受けます）

※1 一般公衆の自由な利用に供されるもの 例：コインパーキング、商業施設の駐車場
（月極駐車場など専用的に利用されるものは除きます。ただし、駐車マスを限定しない月極駐車の場合は、一時預かり扱いとなり、対象となります。）

※2 駐車マスの面積の合計（車路等の面積は含みません。）

不特定多数が利用する駐車場においては、防犯カメラの設置、警備員の配置等防犯対策にご理解をお願いします。

（２）届出時期

- ・設置（変更）の届出にあたっては、建築確認申請前に届ける必要があります。

- ・管理規定届出にあたっては、供用開始後 10 日以内に届け出る必要があります。

詳しくは「（５）供用開始後の届出」をご参照ください。

- ・駐車場の全部又は一部の供用を休止・廃止・再開する場合にも届出が必要です。

詳しくは「（６）廃止・休止する場合の届出」をご参照ください。

※手戻りが生じないよう、必要に応じ事前に相談していただくようお願いします。

（３）届出部数 ２部

（４）届出に必要な書類（次のア～オ及び参考資料を提出してください）

ア 路外駐車場設置（変更）届出書

※特殊装置を設置したものについては「5. 設備」に国土交通大臣の認定番号、特殊装置の名称（商品名）及び製造者名の記入が必要です。

イ 位置図 スケール 1/10,000 以上

ウ 平面図 スケール 1/200 以上（（ア）～（ウ）の事項を表示する）

- (ア) 路外駐車場の区域
- (イ) 出入口、車路その他の主要な施設
- (ウ) 路外駐車場の付近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第 7 条第 1 項 に規定する道路の部分及び橋
- エ 建築物である路外駐車場の場合
 - (ア) 各階平面図 スケール 1/200 以上
 - (イ) 2 面以上の立面図 スケール 1/200 以上
 - (ウ) 2 面以上の断面図 スケール 1/200 以上
- オ 機械式駐車装置が設置されている路外駐車場の場合
 - (ア) 認定書（3 参考資料（3） P36 参照）の 写し
 - (イ) 特殊装置設置計画書（3 参考資料（3） P35 参照）

《参考資料として次の資料も提出してください》

- ア 求積図・求積表（駐車スペース、車路等の面積根拠）
 - イ 建築物である路外駐車場の場合
 - (ア) 各階の換気風量が計算されたもの
 - (イ) 各階の照明の照度分布が示されたもの
 - (ウ) 耐火構造の壁又は特定防火装置によって区画したものを示したもの
- ※（ウ）は給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合に必要です。

（５）路外駐車場の構造及び設備の適合の確認（法第 11 条、施行令第 6～15 条）

《一般的基準》

- ア 出口及び入口に関する基準（施行令第 7 条）
 - (ア) 自動車の出口及び入口は、次の a～e に掲げる部分以外に設けること
 - a 道路交通法第 44 条各号に掲げる道路の部分（停車及び駐車を禁止する場所であり、以下の（a）～（f）の箇所が該当します。）
 - (a) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
 - (b) 交差点の側端又は道路のまがりかどから 5m 以内の部分
 - (c) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5m 以内の部分
 - (d) 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分

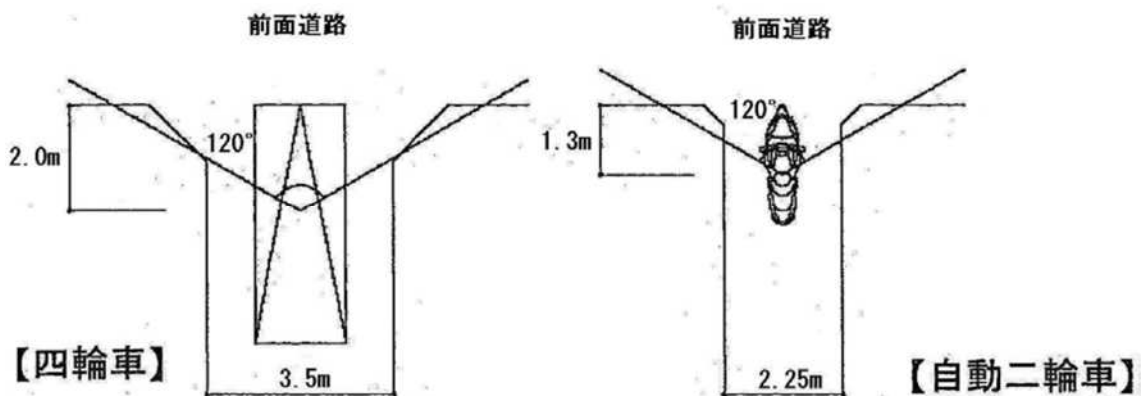
- (e) 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10m 以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る）
- (f) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分
- b 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から 5m 以内の道路の部分
- c 小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、保育園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から 20m 以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右 20m 以内の部分を含む）
- d 橋
- e 幅員が 6m 未満の道路又は縦断勾配が 10% を超える道路

※ただし、以下の（a）～（f）の場合については、必要な変速車線を設けると、必要な交通整理がわれること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認める場合は道路の部分に設けることができます。（大臣の認定には道路管理者や公安委員会との調整が行われます。）

- (a) 道路の曲がり角から 5m 以内
- (b) 安全地帯の左側及びそこから 10m 以内
- (c) 路面電車の停留所の標示柱等から 10m 以内
- (d) 幅員 6m 未満の道路
- (e) 交差点の側端又はそのから 5m 以内の道路の部分
- (f) トンネル
- (イ) 路外駐車場の前面道路が 2 以上ある場合においては、自動車の出口及び入口は、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。（歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除く）
- (ウ) 自動車の駐車の用に供する部分の面積が 6,000 m² 以上の路外駐車場にあっては、自動車の出口と入口とを分離した構造であって、それらの間隔が道路に沿って 10m 以上であること。（縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出入口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除く）
- (エ) 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合においては、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準として、切取線の長さは、1.5m 以上であること。



- (オ) 自動車の出口付近の構造は、当該出口から 2m（自動二輪車専用出口の場合 1.3m）後退した自動車の車路の中心線上 1.4m の高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるものであること。



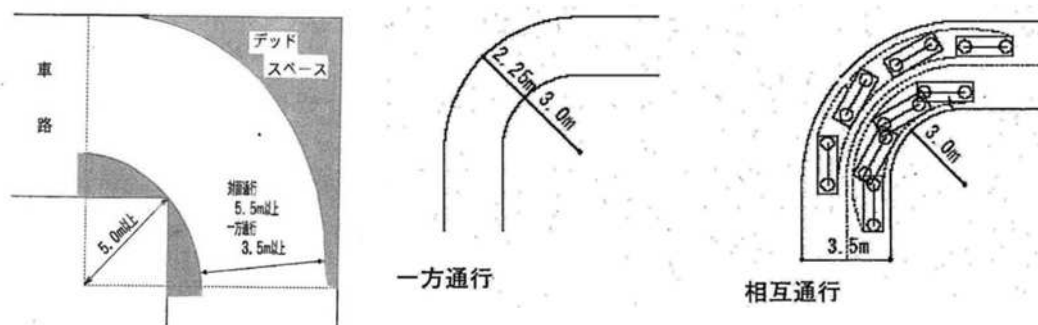
イ 車路に関する基準(施行令第 8 条第 1, 2 項)

- (ア) 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。
- (イ) 車路の幅員は、5.5m 以上であること。ただし、一方通行の車路にあっては、3.5m 以上であること。（自動二輪車専用車路の場合は 3.5m 以上であること。ただし、一方通行の車路にあっては 2.25m 以上であること。）

《建築物である駐車のみにかかる基準》

ア 車路に関する基準(施行令第 8 条第 3 項)

- (ア) はり下の高さは、2.3m 以上であること。
- (イ) 屈曲部は、自動車が 5m 以上の内のり半径で回転できる構造であること。
（自動二輪車専用車路の場合は 3.0m 以上の内のり半径で回転できる構造であること。）
- (ウ) 傾斜部の縦断勾配は、17%をこえないこと。
- (エ) 傾斜部の路面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。



イ 高さに関する基準(施行令第 9 条)

自動車の駐車のために供する部分のり下の高さは、2.1m 以上であること。

ウ 避難階段(施行令第 10 条)

直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の用に供する部分を設けるときは、避難階段又はこれに代る設備が設けられていること。

エ 防火区画(施行令第 11 条)

給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画されていること。

オ 換気装置(施行令第 12 条)

その内部の空気を床面積 1 m²につき毎時 14 m³以上直接外気と交換する能力を有する換気装置が設けられていること。(ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の 1/10 以上であるものについては、この限りではありません。) 詳細については、「3 参考資料(1)「路外駐車場の換気装置に係る基準の緩和について(技術的助言)」(平成 28 年 7 月 15 日国都街第 46 号)」P19 を参照してください。

カ 照明装置(施行令第 13 条)

自動車の車路の路面にあつては、10 ルックス以上の照明装置が設けられていること。自動車の駐車のために供する部分の床面にあつては、2 ルックス以上の照明装置が設けられていること。

キ 警報装置(施行令第 14 条)

自動車の出入り及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置が設けられていること。

ク 特殊の装置(施行令第 15 条)

特殊の装置(機械式駐車装置)を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が構造及び設備の基準と同等以上の効力があると認める場合においては、施行令第 8～14 条の規定は適用しない。詳細については、「3 参考資料(2)「機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準」(平成 26 年 12 月 25 日国土交通省告示第 1191 号)」P23 を参照してください。

※ 路外駐車場の構造及び設備の適合の確認については、チェック表(2 様式集(8) P21～23 参照)にまとめていますので、ご活用ください。

（６）供用開始後の届出（法第 13 条）

路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規定を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後 10 日以内に届け出る必要があります。「2 様式集（2）の路外駐車場管理規定届※」P10 及び次に掲げる事項を明記した管理規程の提出をお願いします。

ア 路外駐車場の名称

イ 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

ウ 路外駐車場の供用時間に関する事項

- ・休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻

エ 駐車料金に関する事項

- ・確定額をもって定めること

オ アからエに掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項

- ・駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に 関する事項を含むこと

カ アからオに掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

- ・構造上駐車することができない自動車
- ・駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

キ エの駐車料金の額の基準は、政令で定める。

- ・能率的経営のもとにおける適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を 含む額を超えないこと。
- ・駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額ではないこと。
- ・駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれの ない額であること。

※変更の場合は路外駐車場管理規定変更届（2 様式集（3）P11 参照）の提出をお願いします。

※駐車場管理規程については、作成例（2 様式集（4）P12）をご参照ください。

（７）廃止・休止・再開する場合の届出（法第 14 条）

路外駐車場の全部又は一部の供用を廃止・休止・再開する場合は、廃止・休止・再開後、10 日以内に届け出る必要があります。

「2 様式集（5）路外駐車場廃止届（P18）」または「2 様式集（6）路外駐車場休止届（P19）」もしくは「2 様式集（7）路外駐車場再開届（P20）」の提出をお願いします。

2 様式集

(1) 路外駐車場設置(変更)届出書	8～9
(2) 路外駐車場管理規程届	10
(3) 路外駐車場管理規程変更届	11
(4) 路外駐車場管理規程【作成例】	12～17
(5) 路外駐車場廃止届	18
(6) 路外駐車場休止届	19
(7) 路外駐車場再開届	20
(8) 路外駐車場の構造及び設備の適合の確認(チェック表)	21～23

路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

（あて先）長崎市長

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場法第 12 条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称					
2 駐車場の位置					
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル			
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	平方メートル			
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	平方メートル
		それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台	
				特定自動二輪車 駐車台数 台	
			小計	平方メートル	
	車路等の部分 (B)		平方メートル		
	b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
四輪車及び特定自動二輪車併用				四輪車 駐車台数 台	
				特定自動二輪車 駐車台数 台	
小計				平方メートル	
それ以外の部分		四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
		特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
		四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台		
			特定自動二輪車 駐車台数 台		
		小計	平方メートル		
車路等の部分 (D)		平方メートル			

		駐車場の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
						四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計	平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
						四輪車 駐車台数 台
特定自動二輪車 駐車台数 台						
小計	平方メートル					
4 構造	イ	建築物である部分				
	ロ	建築物でない部分				
5 設備	イ 特殊の装置	a	特殊の装置の有無			
		b	特殊の装置に係る駐車 場法施行令第15条の規 定による認定の概要	認定の番号		
				特殊の装置の 名称等		
	ロ	それ以外の設備				
6	附帯業務のための施設					
7	従業員概数					
8	供用開始(予定)日					

(注) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

(備考)

- 1 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 2 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 3 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月極め契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 4 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 5 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 6 4のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
- 7 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 8 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定の番号を記載すること。
- 9 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
- 10 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 11 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

路外駐車場管理規程届

年 月 日

(あて先) 長崎市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

年 月 日から供用を開始する 駐車場の管理規程を別紙のとおり定め
したので、駐車場法第13条の規定により届け出ます。

路外駐車場管理規程変更届

年 月 日

(あて先) 長崎市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

年 月 日から供用を開始した 駐車場の管理規程を別紙のとおり変更しましたので、駐車場法第13条第4項の規定により届け出ます。

* * * 駐車場管理規程 【作成例】

1 名称

* * * 駐車場

所在地〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

2 駐車場管理者

(1) 所在地〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

(2) 名称* * * 駐車場株式会社

(3) 電話〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 (代表)

(4) 代表者代表取締役社長〇〇〇

第1章 総則 (第1条―第6条)

第2章 利用 (第7条―第13条)

第3章 駐車料金及び算定等 (第14条―第17条)

第4章 引取りのない車両の措置 (第18条―第21条)

第5章 保管責任及び損害賠償 (第22条―第26条)

第6章 雑則 (第27条)

第1章 総則

(通則)

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という）の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業時間)

第3条 駐車場の営業時間は、毎日〇〇時から〇〇時までとする。

(時間制利用の利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という）の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という）を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を含む。以下同じ）は、積載物又は取付物を含めて長さ〇. 〇m、幅〇. 〇m、高さ〇. 〇m及び重量〇tを超えないものに限る。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という）は、定期駐車券の確認を受けた後入出庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

（駐車位置の変更）

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

（駐車場内の通行）

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

（1）徐行すること。

（2）追い越しをしないこと。

（3）出庫する車両の通行を優先すること。

（4）警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

（5）標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

（遵守事項）

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

（1） 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。

（2） 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。

（3） 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。

（4） 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。

（5） 場内において宿泊しないこと。

（6） 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。

（7） 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。

（8） 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。

（9） 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。

（10） その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと

（入庫拒否）

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

（1） 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。

（2） 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。

（3） 著しい騒音や臭気を発するとき。

（4） 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。

（5） その他駐車場の管理上支障があるとき。

（出庫拒否）

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

（1） 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。

（2） 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示し

ないとき

(事故に対する措置)

第 13 条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第 3 章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第 14 条 時間制駐車料金は、車両 1 台につき次の表のとおりとする。

時間区分	料金の額
普通時間 午前 8 時から午後 11 時まで	駐車時間 30 分 (30 分未満は 30 分に切り上げる) につき 金 円
夜間時間 午前 11 時から翌日の午前 8 時まで	駐車時間 30 分 (30 分未満は 30 分に切り上げる) につき 金 円

(消費税を含む)

【二輪車に関する事項を追加してください】

(時間制駐車料金における駐車時間)

第 15 条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合、駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第 16 条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 料金

種類	有効時間	通用期間	料金
全日定期駐車券	午前 0 時から午後 12 時まで	1 カ月	円
昼間定期駐車券	午前 8 時から午後 8 時まで		円
夜間定期駐車券	午後 6 時から翌日午前 8 時まで		円

(消費税を含む)

【二輪車に関する事項を追加してください】

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月 15 日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第 14 条の規定による。

⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。
また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。

⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。

⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 時間制利用者(定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ)が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

(1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合

(2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合

(3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両(車内を含む)を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移

動することができる。

（車両の処分）

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

（保管責任）

第22条 管理者は、利用者へ駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

（利用者に対する損害賠償責任）

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

（免責事由）

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

（1）自然災害その他不可抗力による事故

（2）当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

（3）管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故

（4）第5条の規定による営業休止等の措置

（5）第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

（この規程に定めない事項）

第27条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

路外駐車場廃止届

年 月 日

(あて先) 長崎市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

駐車場法第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

駐車場の名称	
駐車場の位置	長崎市
設置年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃止台数	台

路外駐車場休止届

年 月 日

(あて先) 長崎市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

駐車場法第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

駐車場の名称	
駐車場の位置	長崎市
設置年月日	
休止の理由	
休止予定期間	自 年 月 日 至 年 月 日
休止台数	台

路外駐車場再開届

年 月 日

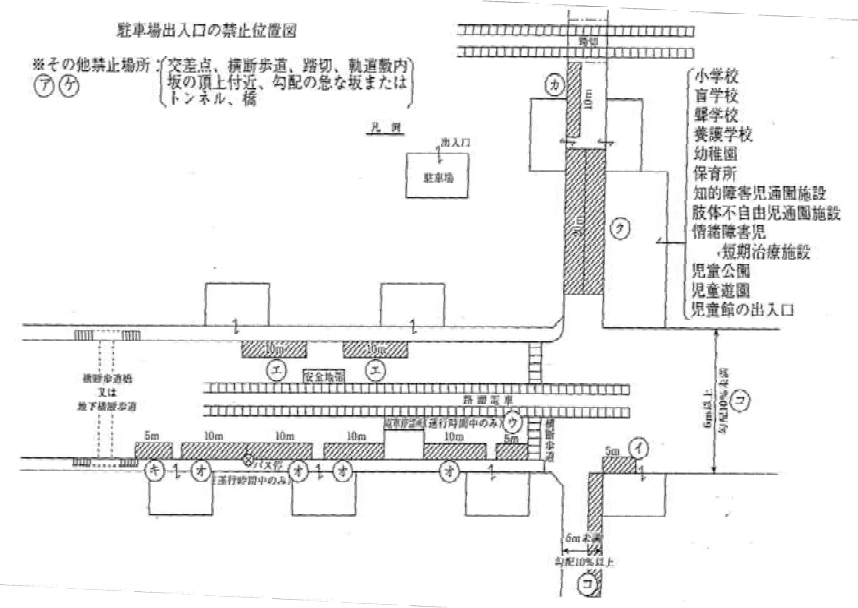
(あて先) 長崎市長

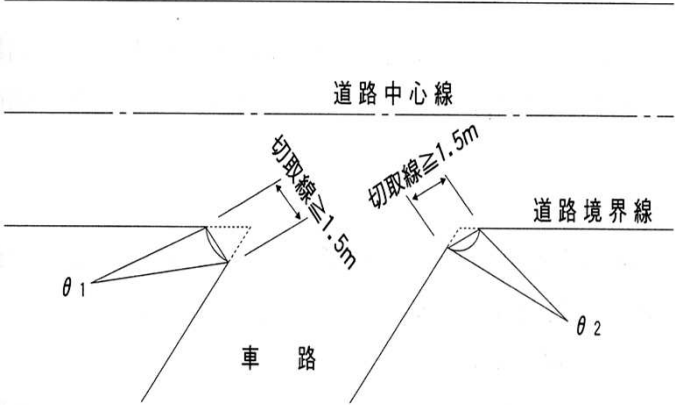
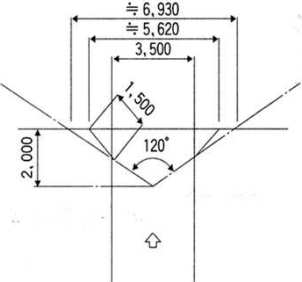
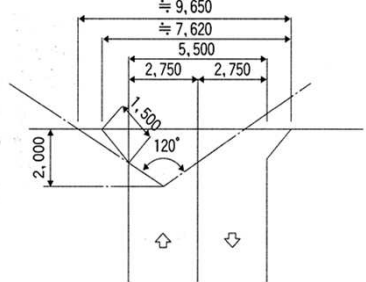
(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

駐車場法第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

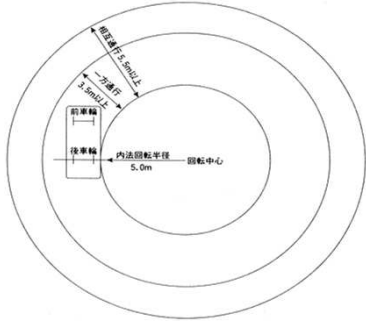
駐車場の名称	
駐車場の位置	長崎市
設置年月日	
再開年月日	
再開台数	台

《一般的基準》

(1) 出口及び入口に関する基準	チェック欄
ア自動車の出口及び入口は、下記の図に示す道路以外の部分に設けること。  出典：駐車場法解説(改訂版)	
道路交通法44条各号に掲げる道路の部分とは停車及び駐車を禁止する場所であり、以下の⑦～⑩の箇所が該当	
⑦交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル	
⑧交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分	
⑨横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分	
⑪安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	
⑫乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分(当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る)	
⑬踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	
⑭横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5メートル以内の道路の部分	
⑯小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、保育園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20m以内の部分(当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む)	
⑰橋	
⑱幅員が6m未満の道路又は縦断勾配が10%を超える道路	
条件付除外部分 ※ 国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能な箇所 ①道路の曲がり角から5m以内 ②安全地帯の左側及びそこから10m以内 ③路面電車の停留所の標示柱等から10m以内 ④幅員6m未満の道路 ⑤交差点の側端又はそのから5m以内の道路の部分 ⑥トンネル これらについては、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認める場合は道路の部分に設けることができる。 (大臣の認定には道路管理者や公安委員会との調整が行われる)	

(1) 出口及び入口に関する基準	チェック欄
イ路外駐車場の前面道路が2以上ある場合において、自動車の出口及び入口は、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。(歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除く)	
ウ自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の路外駐車場にあつては、自動車の出口と入口とを分離した構造であつて、それらの間隔が道路に沿って10m以上であること。(自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯によって、物理的に往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口との間隔を10m未満とすることも可能)	
エ自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするために必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準として、かつ、切取線の長さは1,5m以上であること。  出典: 駐車場法解説(改訂版)	
オ駐車場の出口付近の構造は、当該出口から2m(自動二輪車専用出口の場合は1.3m)後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるものであること。一方通行にあつては、約6.9m、相互通行にあつては約9.7mの見開きが必要。 〔一方通行の場合〕  〔相互通行の場合〕  出典: 駐車場法解説(改訂版)	
(2) 車路に関する基準	チェック欄
ア自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること	
イ車路の幅員は5.5m以上であること。一方通行の車路にあつては、3.5m以上であること。	
自動二輪車専用車路の場合は3.5m以上であること。一方通行の車路にあつては2.25m以上であること。	

《建築物である駐車場のみにかかる基準》

(1)車路に関する基準	チェック欄
アはり下の高さは、2.3m以上であること イ屈曲部は、自動車が5m以上の内のり半径で回転できる構造であること (自動二輪専用車路の場合は、3.0m以上の内のり半径で回転できる構造であること) 【四輪車】  出典: 駐車場法解説(改訂版)	
ウ傾斜部の縦断勾配は17%を超えないこと。	
エ傾斜部の路面は、粗面とし、またはすべりにくい材料で仕上げていること。	
(2)高さに関する基準	チェック欄
自動車の駐車の用に供する部分のはり下の高さは、2.1m以上であること。	
(3)避難階段	チェック欄
直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の用に供する部分を設けるときは、避難階段又はこれに代わる設備を設けられていること。	
(4)防火区画	チェック欄
給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合は、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画されていること。	
(5)換気装置	チェック欄
その内部の空気を床面積1㎡につき毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する換気装置が設けられていること。(ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上であるものについては、この限りでない。)	
(6)照明装置	チェック欄
自動車の車路の路面にあつては、10ルクス以上の照明装置が設けられていること。自動車の駐車の用に供する部分の床面にあつては、2ルクス以上の照明装置が設けられていること。	
(7)警報装置	チェック欄
自動車の出入り及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置が設けられていること。	
(8)特殊の装置	チェック欄
特殊の装置(機械式駐車装置)を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が構造及び設備の基準と同等以上の効力があると認める場合においては、施行令第8～14条の規定は適用しない。	

3 参考資料

- (1) 「路外駐車場の換気装置に係る基準の緩和について（技術的助言）」----- 25～28
- (2) 「機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準」----- 29～37
- (3) 「駐車場法施行令第 15 条に規定する特殊装置の取扱いについて（技術的助言） 及び認定書（参考） 及び特殊装置設置計画書」----- 38～43

路外駐車場の換気装置に係る基準の緩和について（技術的助言）

平成28年 7月15日
国 都 街 第 4 6 号
都道府県、政令指定都市
駐車場担当部局長あて
国土交通省都市局街路
交通施設課長通知

本日、路外駐車場の換気装置に係る基準を緩和する「駐車場法施行令の一部を改正する政令」（平成28年政令第259号）が公布され、平成28年8月1日から施行されることとなったことを踏まえ、下記のとおり通知するので、貴職におかれては十分ご了知の上、適正な運用を図られるとともに、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、本通知の内容について周知方お願いしたい。

記

1. 改正の背景

（1）現行基準の内容

現行の駐車場法施行令第12条は「建築物である路外駐車場には、その内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」と規定しているが、これは、換言すれば、1時間につき駐車場の容積の10倍の空気を処理できる能力の換気装置の設置を義務付けていたものである。

（2）現行基準の問題点

現行基準は昭和32年の駐車場法制定時に設けられたものであるが、自動車の環境性能の向上や次世代自動車の普及に伴い、自動車の排ガスは当時に比べて相当程度低減しており、過度の規制を強いるものとなっている。

また、現行基準は駐車場の容積を単位として規制を設定していたが、駐車場の天井高を高く設計した場合には、その分高い換気能力が要求されてしまうという問題もある。

2. 新基準について

（1）「路外駐車場の換気基準に関する検討委員会」における検討

本基準の見直しに当たっては、平成27年7月に「路外駐車場の換気基準に関する検討委員会」（座長：水野明哲工学院大学名誉教授）を立ち上げ、制度の運用実態等を踏まえて検討を進め、平成27年12月に「路外駐車場の換気基準に関する見直しの方向性」として以下の結論を得た。（注1）

- ① 換気装置の能力は、現行基準で要求している能力の半分程度とする。
- ② 駐車場の容積ではなく、駐車場の床面積を単位として規制を設定する方式に改める。

(2) 新基準の内容

上記①を踏まえ、現行基準では「駐車場の容積の 10 倍」の換気能力を要求しているところを、「駐車場の容積の 5 倍」相当の基準に緩和することとした。

加えて、上記②を踏まえ、「駐車場の容積の 5 倍」という規制内容を、床面積を単位とする規制内容に置き換えることとした。なお、置き換えに当たっては、駐車場の天井高を 2.7m と設定した。

< 計算式 > (注 2)

$$\begin{aligned} & \text{駐車場の容積 (m}^3\text{)} \times 10 \div 2 \\ = & \text{駐車場の容積 (m}^3\text{)} \times 5 \\ = & \text{駐車場の床面積 (m}^2\text{)} \times \text{駐車場の天井高 (m)} \times 5 \\ = & \text{駐車場の床面積 (m}^2\text{)} \times 2.7 \text{ (m)} \times 5 \\ \div & \text{駐車場の床面積 (m}^2\text{)} \times 14 \end{aligned}$$

以上により、新基準では、「駐車場の床面積 1 m² 当たり毎時 14 m³ の換気能力」を要求することとした。

このため、改正政令の施行後に設置される換気装置については、駐車場法第 12 条に基づく届出書の受理に当たって、新基準との適合を確認すること。

(注 1) 検討の詳細については、国土交通省 HP 「路外駐車場の換気基準に関する検討委員会」(http://www1.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000074.html) を参照のこと。

(注 2) 「路外駐車場の換気基準に関する検討委員会」では、自動車の CO 排出量や駐車場内の CO 濃度などを設定し、上記とは異なる計算式により換気能力を算定しているが、結論としては同じになる。

3. その他

(1) 規制の単位

前述のとおり、新基準の規制の単位は「駐車場の床面積」であり、駐車のに供する部分（車室）のみならず、車路やスロープ等の部分を含む面積であることに留意すること。

(2) 自然換気（開口部換気）に係る基準の扱い

現行の駐車場法施行令第 12 条ただし書は、「窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の 1/10 以上であるものについては、この限りでない」と規定しており、自然換気（開口部換気）が期待できる場合に、換気装置の設置を免除できる例外規定が設けられている。

この自然換気に係る基準についても「路外駐車場の換気基準に関する検討委員会」において見直しの是非について検討を行ったが、自然換気は周囲の建物の状況や風速等によって左右されるほか、仮に基準を緩和した場合には、開口の配置等に

よっては自然換気が十分に働かなくなることとも考えられるため、本基準については
特段緩和せず、現行のまま据え置くこととしたので、留意ありたい。

（３）換気装置の更新等

新基準は既設の路外駐車場にも適用されるものであるから、改正政令の施行後
に、換気装置の更新等により駐車場法第 12 条に基づく変更届出書を受理する場合
は、現行基準ではなく新基準との適合を確認すること。

（４）換気装置の運用

本基準では換気装置の能力を定めているが、運用時において常時最大稼働させる
ことを求めるものではなく、省エネ等の観点からは、駐車場内のＣＯ濃度によるイ
ンバータ制御等を行うことが望ましい。このような場合において、駐車場内のＣＯ
濃度は 25ppm 以下を保つように運用すること。

（５）建築部局等との連携

各自治体が定める建築基準法に基づく条例等において、新基準とは異なる基準が
適用されている場合があるので、建築部局等とも連携しつつ、適切に対応された
い。

別添 駐車場法施行令の一部を改正する政令（新旧対照表）

以 上

○ 駐車場法施行令（昭和三十一年政令第三百四十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（換気装置） 第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積一平方メートルにつき毎時十四立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。	（換気装置） 第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を一時間に十回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。

機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準（平成26年12月25日 国土交通省告示第1191号）

駐車場法施行規則（平成12年運輸・建設省令第12号）第4条第1項の規定に基づき、機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全性を確保するために必要な機能について国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 この基準は、機械式駐車場に設置される機械式駐車装置について適用する。なお、機械式駐車場は、当該装置を用いることが、その駐車場全体の構造及び設備に影響を与えることから、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号。以下「令」という。）第15条による認定に当たっては、当該装置に限らず、それが用いられる駐車場全体の構造及び設備を併せて想定し、認定の効果は必要な関連事項に及ぶものとする。

（用語の定義）

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 機械式駐車装置 令第15条に規定する特殊の装置であつて、自動車を駐車し、又は駐車位置まで運搬するために使用する機械装置の全体をいう。
- 二 機械式駐車場 機械式駐車装置を用いる路外駐車場（自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものに限る。）の全体をいい、一般に車路、前面空地、管理室等も含まれる。
- 三 駐車室 機械式駐車装置の中で、自動車の駐車のために供する部分をいう。
- 四 乗降室 機械式駐車装置の中で、人の通行及び自動車への乗降のために供する部分をいう。
- 五 搬器 機械式駐車装置の中で、自動車を駐車し、又は駐車位置まで運搬するために自動車を搭載する機器をいう。
- 六 搬送装置 機械式駐車装置の中で、自動車を搬出入するために搬器又は自動車を水平又は垂直方向に運搬する装置をいう。
- 七 ターンテーブル 機械式駐車装置の中で、自動車が前進又は後進方向に入出庫できるようにするため、自動車を搭載して水平面で旋回する装置をいう。

（機械式駐車装置の方式）

第三条 この告示において、機械式駐車装置は、その主たる構造と機構により、次の方式

に分類される。なお、自動車用エレベーターを除き、通常利用時において、人が乗車した状態では装置は稼働しないものとする。

一 令第9条の自動車の駐車のために供する部分に該当するもの

イ 二段・多段方式 複数の搬器を2段又はそれ以上に配置し、これらを搬送することにより駐車を行う方式をいう。

ロ エレベーター方式 複数の駐車室を立体的に配置し、搬器を搬送装置によって駐車室へ搬送することにより駐車を行う方式をいう。

ハ 平面往復方式 複数の駐車室を平面状に1列又はそれ以上に配置し、搬器又は自動車を搬送装置によって往復運動させることにより駐車を行う方式をいう。

ニ 垂直循環方式 複数の搬器を垂直面状に配置し、これらを循環運動させることにより駐車を行う方式をいう。

ホ 水平循環方式 複数の搬器を平面状に配置し、これらを循環運動させることにより駐車を行う方式をいう。

ヘ 多層循環方式 複数の搬器を階層状に配置し、これらを上下の層で循環運動させることにより駐車を行う方式をいう。

二 令第8条の車路に該当するもの 自動車用エレベーター 運転者が乗車した状態で、自動車を搬送装置によって駐車階まで運搬する装置をいう。

(対象とする自動車)

第四条 この告示において、機械式駐車場が保管を予想する自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車とする。

(駐車面積の算定方式)

第五条 機械式駐車場について、自動車の駐車のために供する部分の面積の算定に当たっては、駐車室に該当する搬器、車箱等の面積の算定の容易なものについては、その面積によるものとし、その算定の困難なものについては、自動二輪車のみの駐車のために供する装置については自動二輪車1台当たり2.3㎡、小型自動車又は軽自動車（自動二輪車を除く。）のみの駐車のために供する装置については自動車1台当たり1.2㎡、普通自動車（大型のバス、トラック等を除く。）の駐車のために供する装置については自動車1台当たり1.5㎡とみなして算定する。

第二章 構造及び設備に関する基準

(出入口)

第六条 自動車の出口及び入口に関する基準は、令第7条の規定による。

(車路)

第七条 車路に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

装置の方式	車路		
	前面空地	はり下の高さ	幅員等
二段・多段方式	令第8条の規定による。		
エレベーター方式 平面往復方式 垂直循環方式 水平循環方式 多層循環方式	令第8条第1号に規定する「円滑かつ安全に走行することができる車路」として、装置と道路との間に、収容可能な自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる空地を設けること。ただし、出口と入口とが分離され、自動車が通り抜けることのできる構造のものについては、入口側にのみ収容可能な自動車1台分に相当する空地を設けることで足りる。また、当該空地においてスロープ等を用いて自動二輪車等の装着を行うものについては、上記の「装置と道路との間」を「スロープ等の乗入れ口と道路との間」と読み替えるものとする。	前面空地として設ける車路が建築物であり、かつ傾斜部ではない場合において、そのはり下の高さは、2.1m以上とする。	令第8条の規定による。
自動車用エレベーター			車路に相当する部分の幅員は、収容可能な自動車1台の幅に0.5m以上を加えた寸法とし、その高さは1.8m以上とする。ただし、自動二輪車用の装置については、上記に関わらず、車路に相当する部分の幅員は、収容可能な自動二輪車1台の幅に0.15m以上を加えた寸法で、かつ、1.0m以上とし、その高さは1.8m以上（人が運転して立ち入るものについては、当該部分の幅員は1.75m以上、高さは2.1m以上）とする。

(駐車室の高さ)

第八条 駐車室の高さは、1. 6 m以上（自動二輪車用の装置については、収容可能な自動二輪車の高さに0. 0 5 m以上を加えたもの）とする。

(乗降室の高さ)

第九条 乗降室の高さは、1. 8 m以上（自動二輪車用の装置であって人が運転して立ち入るものについては、2. 1 m以上）とする。

(避難階段)

第十条 避難階段に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

装置の方式	避難階段
二段・多段方式 エレベーター方式 平面往復方式 垂直循環方式 水平循環方式 多層循環方式	令第10条の規定による避難階段は、これを設けないことができる。
自動車用エレベーター	令第10条の規定による。

(防火区画)

第十一条 防火区画に関する基準は、令第11条の規定による。

(換気装置)

第十二条 換気装置に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

装置の方式	換気装置
二段・多段方式 エレベーター方式 平面往復方式 垂直循環方式 水平循環方式 多層循環方式	令第12条の規定による換気装置は、これを設けないことができる。ただし、前面空地として設ける車路が建築物である場合には、当該車路の部分については令第12条の規定による。
自動車用エレベーター	令第12条の規定による。

(照明装置)

第十三条 照明装置に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

装置の方式	照明装置
二段・多段方式 エレベーター方式 平面往復方式 垂直循環方式 水平循環方式 多層循環方式	乗降室については、その床面の照度を2ルクス以上に保つこと。
自動車用エレベーター	車路に相当する部分については、その床面の照度を10ルクス以上に保つこと。

(警報装置)

第十四条 警報装置に関する基準は、令第14条の規定による。

第三章 安全機能に関する基準

(囲い)

第十五条 出入口を除く装置の周囲には、人が装置内に容易に立ち入ることができないよう、外壁、柵等の囲いを設けることとする。ただし、装置が簡易な構造で、取扱者が操作位置から乗降室内の状況を容易に視認できるものについては、これを省略することができる。

- 2 囲いは、人が装置内の移動部に容易に触れることができない構造及び形状を有することとする。

(出入口扉等)

第十六条 装置の出入口には、装置の移動中に人が装置内に容易に立ち入ることができないよう、扉又は可動柵（以下「出入口扉等」という。）を設けることとする。ただし、装置が簡易な構造で、取扱者が操作位置から乗降室内の状況を容易に視認できるものについては、これを省略することができる。

- 2 チェーン、スプロケット等の可動部には、人が挟まれ、又は巻き込まれることのないよう、覆いを施すこととする。

(駐車室等)

第十七条 駐車室及び装置内で自動車が通過する部分の寸法は、自動車の入出庫が円滑かつ安全に行われるよう、必要な余裕を確保することとする。

(乗降室)

第十八条 乗降室には、人が安全に通行できる歩行用の通路を確保することとする。

2 通路には、歩行の障害となるような段差、突起物、隙間等があってはならない。

(機械装置)

第十九条 装置の構造上主要な部分は、その用途、規模及び構造の種類に応じて、これに作用する自重、積載荷重、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造耐力上必要な強度を有することとする。

2 駆動装置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 綱車及び巻胴は、地震その他の振動及び衝撃によって主索等が外れない構造とすること。

二 綱車及び巻胴は、使用する主索等の強度を維持するため必要な大きさを有すること。

三 自動車の入出庫が円滑かつ安全に行われるよう、入出庫に要する時間が駐車容量に比し過大とならないものであること。

3 制動装置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 定格荷重又は最大負荷の状態及び定格速度から安全に装置の動作を停止し、停止状態を維持する機能を有すること。

二 停電等により電力が遮断された場合に、自動的に装置の動作を停止する機能を有すること。

4 油圧装置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 油圧の過度の昇圧を防止するための安全弁を設けること。

二 停電等により電力が遮断された場合に、自動的に装置の動作を停止する機能を有すること。

三 油漏れにより搬器が自然降下しないよう、降下制限装置を設けること。

5 搬器は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 搬器の床先と出入口の床面との段差及び隙間は、自動車が支障なく通行できる寸法とすること。

二 搬器が昇降又は横行する領域とこれに接する昇降路又は横行路との隙間は、搬器の動作上必要な余裕を確保すること。

三 搬器が旋回し、又は自動車の前後方向に移動する装置については、駐車ブレーキが掛けられた状態の自動車の移動を抑制するための車止めを設けること。

四 自動車の入出庫時において、主索等の切断による搬器の落下等を生じないよう、降下制限装置を設けること。

五 搬器及びその支持部は、自動車の搭載により降下、傾斜、跳ね上がり等を生じないよう、適切な支持構造を有すること。

6 ターンテーブルは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 搭載面及びその支持部は、自動車の搭載により降下、傾斜、跳ね上がり等を生じないよう、適切な支持構造を有すること。
- 二 搭載面は、自動車が発進時に空転し、又は停車時に旋回により移動することのないよう、十分な保持力を有すること。
- 三 搭載面及びその周囲の床面には、歩行の障害となるような段差、突起物、隙間等がないこと。

(制御装置等)

第二十条 電源及び電気設備は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 電源容量は、他の負荷に関係なく、装置が常時その機能を発揮できるものであること。
 - 二 感電その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設すること。
- 2 制御盤は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- 一 安全上支障がないと認められる場合を除き、装置内で自動車が通過する部分及びその進行方向に設けないこと。
 - 二 管理者又は管理者から許可を受けた者でなければその内部機器及び操作部に触れることのできない機構を有すること。
- 3 操作盤は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- 一 取扱者が乗降室内の状況を視認できる位置に設けること。
 - 二 出入口扉等によって乗降室が遮蔽されるものについては、取扱者が操作位置からも乗降室内の状況を視認できるよう、操作盤又はその付近にモニター等の確認手段を設けること。
- 4 制御装置は、次に掲げるところにより、起動制御の機能を有するものでなければならない。
- 一 起動に際して取扱者、自動車又は搬器を認証し、所定の取扱者以外の者による起動を防止する機能を有すること。
 - 二 取扱者の一連の操作が正常に完了しない限り、他の者が操作を行うことができない機構を有すること。
 - 三 取扱者に対して乗降室内の無人状態の確認を促すためのボタンを設け、当該ボタンが押されない限り装置は起動しないものであること。
- 5 制御装置は、次に掲げるところにより、出入口制御の機能を有するものでなければならない。
- 一 出入口扉等が閉じた状態でなければ、装置は稼動しないものであること。
 - 二 搬器が正常な位置に停止していなければ、出入口扉等は開かないものであること。
 - 三 出入口扉等に人又は自動車が挟まれることのないよう、障害物の存在を検知して自動的に出入口扉等の動作を停止する装置を設けること。

- 6 装置内の乗降室には、人の存在を検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けることとする。ただし、装置が簡易な構造で、取扱者が操作位置から乗降室内の状況を容易に視認できるものについては、これを省略することができる。
- 7 自動車が搬器内の所定の停車範囲からはみ出している場合に、これを検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けることとする。ただし、安全上支障がないと認められる場合には、これを省略することができる。
- 8 搬器が所定の範囲を超えて昇降又は横行した場合に、これを検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けることとする。ただし、安全上支障がないと認められる場合には、これを省略することができる。
- 9 地震その他の振動又は衝撃が発生した場合に、その加速度を検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けることとする。ただし、安全上支障がないと認められる場合には、これを省略することができる。
- 10 操作盤及び乗降室内の適切な位置に、緊急時に手動で直ちに装置の動作を停止できる装置（以下「緊急停止装置」という。）を設けることとする。ただし、乗降室内の緊急停止装置については、安全上支障がないと認められる場合には、これを省略することができる。

（非常口等）

- 第二十一条 装置内の乗降室には、室内に閉じ込められた者が速やかに脱出できるよう、非常口及び誘導灯を設けることとする。ただし、出入口扉等を設けない装置については適用しない。また、装置が簡易な構造で、出入口扉等が閉じた状態でも外部から乗降室内の状況を容易に視認できる装置については、これを省略することができる。
- 2 装置内の乗降室には、搬器の旋回等による危険が及ぶ領域又はその危険から回避できる領域を表示することとする。

（掲示）

- 第二十二条 収容可能な自動車の車種、寸法、重量その他の制限事項を明示した標識を、出入口付近の見やすい場所に掲示することとする。
- 2 取扱者が操作時に注意すべき事項を明示した標識を、出入口付近の見やすい場所に掲示することとする。

第四章 基準の特例

（基準の特例）

- 第二十三条 この基準により難い特別の事情がある場合においては、個別に国土交通大臣において認定することとする。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成２７年１月１日から施行する。

「駐車場法施行令第15条に規定する特殊の装置の取扱いについて」の改正について
(技術的助言)

令和2年12月21日
国都街 第93号

駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する特殊の装置(以下「機械式駐車装置」という。)については、平成27年1月1日以降、同条に基づく認定に有効期限が付されているところであるが、今後、順次認定の有効期限を迎えるにあたり、「駐車場法施行令第15条に規定する特殊の装置の取扱いについて(技術的助言)」(平成26年12月25日国都街第90号)を以下の通り改定したので通知する。

貴職におかれては十分御了知の上、適正な運用を図られるとともに、貴管下市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、本通知の内容について周知方お願いしたい。

記

1. 路外駐車場に設置される機械式駐車装置の取扱い

「機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準」(平成26年国土交通省告示第1191号)(以下「新基準」という。)は、改正後の駐車場法施行規則(以下「新規則」という。)第4条第1項の規定に基づき、機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全性を確保するために必要な機能を定めるものであり、平成27年1月1日以降、新基準に基づき駐車場法施行令第15条に基づく認定を行うこととなる。

このため、都道府県等においては、路外駐車場(一般公共の用に供され、自動車の駐車用に供する部分が500平方メートル以上のもの)に設置される機械式駐車装置の駐車場法上の取扱いについて、特に以下の点に留意されたい。

(1) 認定書の写しと特殊装置設置計画書の添付

改正省令の施行後に新たに設置される装置については、駐車場法第12条に基づく届出書に、認定書(参考)の写し及び特殊装置設置計画書(別添様式)を添付して提出することとしていることから(認定書の留意事項参照)、届出書の受理にあ

たっては、これらの書類に遺漏がないことを確認すること。

(2) 認定の有効期限と設置予定日の確認

平成27年1月1日以降に認定を受けた型式の装置（以下「新基準認定装置」という。）については、認定に有効期限が付されることから、届出事項の確認にあたっては、認定書に記載の有効期限を確認の上、特殊装置設置計画書の記載をもとに、当該装置の設置予定日が有効期限の範囲内にあることを確認すること。

なお、設置予定日は、装置の本体部分の設置（据付等）に係る工事の着手予定日とする。

(3) 認定日と設置予定日の確認

届出事項の確認にあたっては、認定書に記載の認定日を確認の上、新基準認定装置であることを確認すること。

なお、経過措置として、平成27年1月1日から1年6月の間に限り、平成26年12月31日以前に認定を受けた型式の装置（以下「旧基準認定装置」という。）の設置を認めることとしている（附則第4項）。このため、旧基準認定装置が用いられる場合においては、特殊装置設置計画書の記載内容をもとに、その設置予定日が平成28年6月30日を超えるものではないことを確認すること。

(4) 認定の条件の確認

認定書に添付される「認定の条件」の記載内容をもとに、届出の内容がその条件に適合していることを確認すること。

(5) 既設装置の取扱い

改正省令の施行前に認定を受けて現に設置されている装置については、これに新基準を遡及適用することの社会的影響の甚大性に鑑み、引き続き認定の効力を認めることとしている（附則第3項）。

これにより新基準が適用されなかった路外駐車場であっても、改正省令の施行後、装置の新設、大臣認定の有効期限を超える既設装置の入替え又は大臣認定番号（型式）の変更を伴う装置の改造を行う場合には、新たに設置又は改造する装置について新基準への適合義務が生じる。また、これらの場合は、届出事項の変更に該当することから、設置者は駐車場法第12条に基づく届出が必要であり、当該装置について新設装置と同様に届出事項の確認を行う必要があること。

2. 附置義務駐車施設に設置される機械式駐車装置の取扱い

旧基準認定装置については、平成27年1月1日から1年6月の間に限り認定の効力

が認められ、新基準認定装置については認定に有効期限が付されることから、附置義務駐車施設に設置される機械式駐車装置の取扱いについて、条例等で新基準への適合を要求する場合においては、大臣認定が装置の設置予定日において有効なものである必要があることに留意されたい。

以 上

特殊装置設置計画書

年 月 日

(あて先) ○○市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

1. 駐車場の名称	
2. 駐車場の位置	
3. 特殊装置の名称等	
4. 特殊装置の認定番号	
5. 特殊装置の認定の有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
6. 特殊装置の設置予定日	年 月 日

注意) 設置予定日は、特殊装置の設置（据付等）に係る工事の着手予定日とする。

設置予定日に変更となる場合、変更が明らかになった時点で速やかに変更計画書を提出すること。

複数の装置が設置される場合は、装置ごとに計画書を提出すること。

認定の条件に適合していることがわかる図面、説明資料等を添付すること。

認 定 書

令和●●年●●月●●日付けで申請のあった特殊の装置については、駐車場法施行令第15条の規定により認定する。

記

- 1

認定番号

◇◇(●●)ー●●
- 2

装置の分類

二段・多段方式
- 3

装置の名称

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
- 4

駐車場法施行令第2章第1節の規定の特例を認める事項

令第9条、令第10条、令第12条、
令第13条
- 5

認定の条件

別添のとおり
- 6

認定の有効期限

令和●●年●●月●●日から
令和●●年●●月●●日まで
- 7

安全機能の認証

認証機関名：□□□□□□
認 証 日：令和●●年●●月●●日
認証番号：第●●号
有効期限：
令和●●年●●月●●日から
令和●●年●●月●●日まで
- 8

製作会社名

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

令和●●年●●月●●日
国土交通省 ◇◇地方整備局長

別添

【認定の条件】

- ① 令第7条（出入口）関係
本条の規定による。
- ② 令第8条（車路）関係
本条の規定による。
- ③ 令第11条（防火区画）関係
本条の規定による。
- ④ 令第12条（換気装置）関係
前面空地として設ける車路が建築物である場合は、当該部分においては令第12条の規定による。
- ⑤ 令第14条（警報装置）関係
本条の規定による。

〔留意事項〕

駐車場法第12条に基づく届出の際には、本認定書の写し及び特殊装置設置計画書を提出すること。